

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立寝屋川高等学校  
定時制の課程

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権侵害に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を持ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、どんな些細なことでも学校が一丸となって組織的に対応する事が大切である。そのことが、いじめ事象の発生を防ぎ、「いじめを許さない」意識を生徒に育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つ、かけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観や指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

「生徒一人一人が大切にされる安全で安心な学校」という本校の教育目標を達成するためにも、人権・道徳教育に重点をおいて取り組むとともに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめ防止のための組織

#### ①名称

「いじめ防止対策委員会」

#### ②構成員

准校長、教頭、首席、生徒指導主事、生徒支援委員長、人権・道徳教育推進委員長

#### ③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗の確認
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4. 年間計画

本方針に沿って、生徒一人ひとりに対し、日々の学校生活の中の授業や生徒との対話等を基本とし、以下の通り実施する。

	1年	2~4年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への相談窓口周知</li> <li>生徒への相談窓口周知</li> <li>中学校訪問</li> <li>高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約</li> <li>新入生オリエンテーション (人権・道徳意識)</li> <li>個人懇談</li> <li>遠足</li> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への相談窓口周知</li> <li>生徒への相談窓口周知</li> <li>個人懇談</li> <li>遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止学習会 (いじめについて考える)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止学習会 (いじめについて考える)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A定時制委員会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談 (家庭での様子の把握)</li> <li>体育祭</li> <li>アンケート 「いじめ調査」実施</li> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談 (家庭での様子の把握)</li> <li>体育祭</li> <li>アンケート 「いじめ調査」実施</li> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの集計と調査</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化祭の準備開始 (社会性の育成)</li> <li>情報モラル講演会 (インターネットといじめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化祭の準備開始 (社会性の育成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回いじめ防止対策委員会 (アンケートの調査結果と対応検討)</li> </ul>
8月			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談 (家庭での様子の把握)</li> <li>文化祭</li> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談 (家庭での様子の把握)</li> <li>文化祭</li> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上半期のいじめ状況調査</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>球技大会</li> <li>アンケート 「いじめ調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>球技大会</li> <li>アンケート 「いじめ調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの集計と調査</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(人権講演会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(人権講演会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回いじめ防止対策委員会 (状況報告と取組みの検証)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権ホームルーム</li> </ul>	
2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの集計と調査 (卒業学年除く)</li> <li>第4回いじめ防止対策委員会 (年間の取組みの検証)</li> </ul>
3月			

#### 5. 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ防止対策委員会は、必要に応じて適宜開催し、取組みが計画通りに進んでいるかの確認や、いじめの対処が上手くいったケースや、いかなかったケースの検証、本方針や計画の見直し等を行う。

## 第2章 いじめ防止

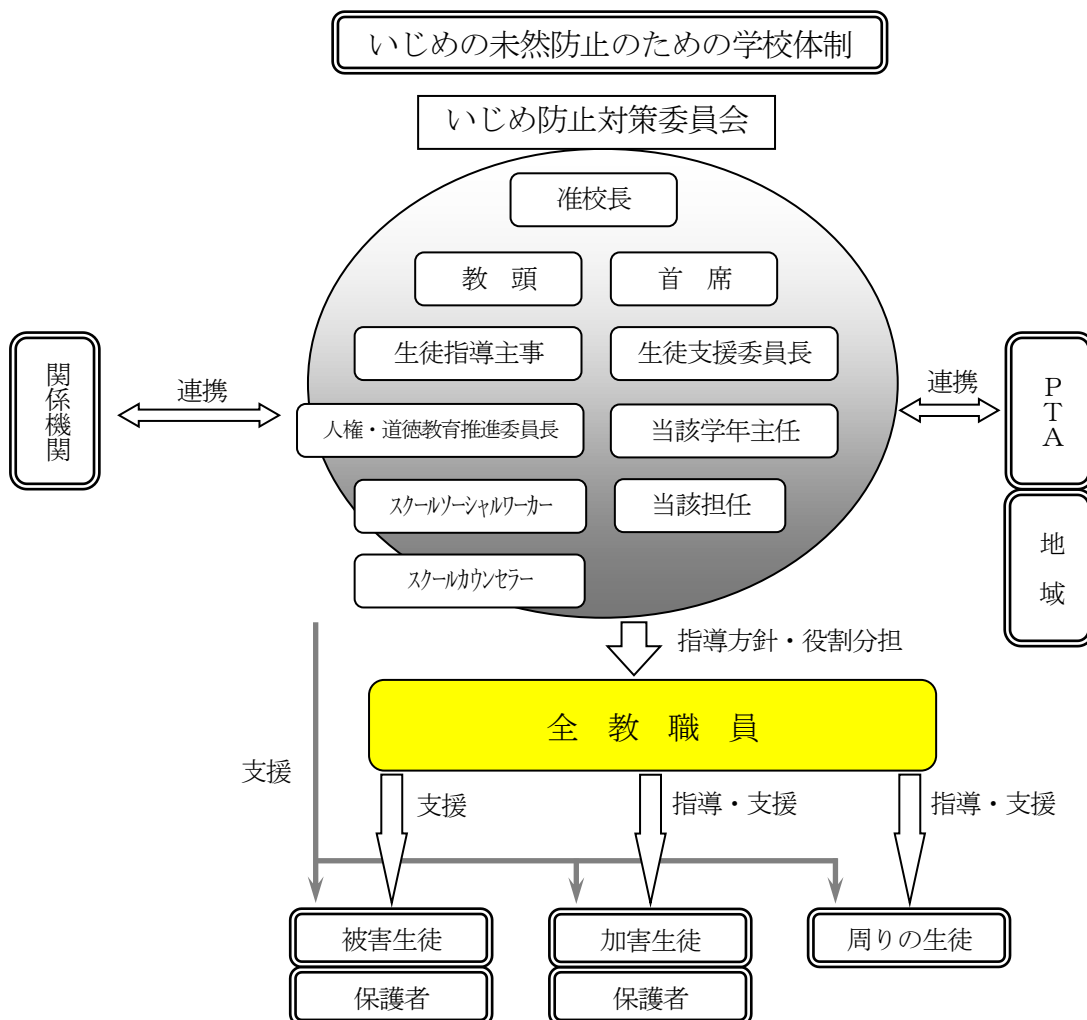
### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重し合える環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等が、いじめを起しにくく・いじめを許さないことにつながり、その環境づくりを行う。いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組みの方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのためにも、われわれ教職員が日頃から生徒に声かけを行うなど、生徒にとって「相談できる窓口」として信頼されるように努めていく。また、保護者との連携を密にとり、いじめやいじめにつながる行為を未然に防ぐための情報が収集できる体制作りを努める。また、悩みや問題を抱えた生徒に対しては、一人の教職員だけでなく、関係教職員が連携し、組織として対応するように努める。

「生徒一人ひとりを大切に！」を合言葉に、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように、いじめの未然防止のため、全教職員が全力で取り組むことを基本とする。



## 2. いじめの防止のための措置

- ① 平素から、いじめについての共通理解を図るため、教職員には職員会議や職員研修等で、生徒・保護者に対しては、合格者説明会、新入生オリエンテーション、集会等で、いじめの定義について十分に周知する。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためにも、授業・総合的な探究の時間・道徳教育・特別活動を通して、体系的なカリキュラムを組む。授業では、生徒が自分の気持ちを相手に伝える表現力を身に付けさせるためにも、生徒が自ら発言し「自分が参加している」という実感を持てるような授業づくりを進める。また、総合的な探究の時間や道徳・各種行事等では、①「ストレスを適切に対処できる力を育むためのワーク」、②「行事を通じた生徒一人ひとりが活躍できる集団づくり」、③「生徒の心に届く講演」などを実施する。
- ③ いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の指導上の注意としては、生徒の家庭環境、成育歴に配慮する必要がある。また、他人の弱みを笑いにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった振る舞いが、子どもたちに影響を与え、いじめを助長することにつながる為、教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払い、日頃から教職員間で情報交換を行う。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、日頃の授業、各種行事等で生徒自らが、活躍できる機会を多く設定する。例えば、ボランティア活動などを通して、周囲の人から感謝されたりするなど、自分が人の役に立っているという実感を得ることで、他の人の心の痛みを感じることができるよう心の育成を図る。
- ⑤ 生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、各学年で人権ホームルームを実施する。人権ホームルームでは、「他人の気持ちに共感すること」や、「自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか」などの内容を事例とし、クラス全体で考える機会とする。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えるなど、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。教職員は、そのことを十分に理解し、何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、日頃から生徒に声かけを行い、生徒の変化、サイン等を見逃さないように努める。そして、担任だけでなく関係教職員で積極的に情報交換を行い、職員会議、職員連絡会等を通して共有する。

### 2. いじめの早期発見のための措置

- ① 実態把握の方法として、定期的にアンケートを実施し、気になる記述があれば、担任等を通して情報収集を行う。定期的な教育相談としては、日程を含め、生徒にとって気軽に利用することができるよう周知する。日常の観察を通して、変化がみられる生徒については、積極的に声かけを行う。
- ② 保護者と連携して生徒を見守るため、担任は日頃から保護者と連絡を取り合い、学校での状況や家庭での状況等、生徒に関する情報を共有することで、生徒の変化に早く気付けるよう心がける。
- ③ 生徒、保護者、教職員が抵抗なく、いじめに関して相談できる体制として、校内の相談窓口について周知するのはもちろんのこと、校外の相談窓口についても情報提供する。
- ④ 全校集会、集会、ホームページ等により、相談体制を広く周知する。また、いじめ防止対策委員会により、これらが適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ⑤ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分に留意する。生徒本人と保護者の承諾なしに、個人情報を活用することはしない。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが、困難な状況にある場合がある。加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、(参考資料)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、当該生徒、周辺生徒らから聴取を行う。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事、人権・道徳教育推進委員長等に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が対応を協議し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の事実確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害者・加害者の保護者への連絡については、可能な限り家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡をし、連携・協力を求めるとともに、継続的に連携を行う。
- ③ いじめた生徒に対しては、特別指導委員会を開き、必要に応じて人権・道徳教育推進委員長から指導を行うものとする。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員と連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「加勢する者」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させ、集団全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要となる。「加勢する者」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害者・加害者の生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、全教職員において、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権・道徳教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応の在り方を見直す。人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。体育祭や文化祭、各種行事等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるように、適切に支援する。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。